

5 健第 2 3 8 5 号
令和 5 年 6 月 12 日

公益社団法人福島県ビルメンテナンス協会会長 様

福島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令の
施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行について（通知）
日頃から、本県の建築物環境衛生行政の推進に御協力を賜り感謝申し上げます。
標記について、令和 5 年 6 月 6 日付け生食発 0 6 0 6 第 3 号で厚生労働省大臣官房生活衛
生・食品安全審議官から別紙のとおり通知があったので、お知らせします。
なお、通知の内容は下記のとおりです。

記

1 要旨

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則を改正するもの。

2 改正の概要

建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けるに当たり事業を営む者が有すべき機械器具
に関する基準について、防毒マスクの代わりに防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保
護具を有していても、これを満たすとしたこと。

3 施行期日について

令和 5 年 1 0 月 1 日から施行すること。

(事務担当 食品生活衛生課 技師 寺内達彦 電話 024-521-7243)